

# 岸和田市職員措置請求に係る監査結果

(市交際費の支出)

令和2年7月22日

岸 和 田 市 監 査 委 員

## 【目次】

第1	監査の請求	1
1	請求人	1
2	監査請求書の提出	1
3	監査請求書の記載内容	1
第2	要件審査及び請求の受理	8
第3	長及び議会への通知	9
第4	事実の証明	9
第5	監査の実施	9
1	監査の期間	9
2	監査対象部局	9
3	請求人の陳述及び証拠の提出	9
	(1)陳述内容(要約)	9
4	監査対象部局の監査	10
	(1)事情を聴取した者	10
	(2)聴取した事実及び意見等	10
	(3)監査委員による確認事項	15
第6	監査の結果	16
1	主文	16
2	理由	16
	(1)監査請求の対象事項	16
	(2)関係法令	16
	(3)認定事実	19
	(4)監査委員の判断	20
	(5)結論	28
	意見	28

## 決 定 書

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 岸和田市 略

氏名 略

#### 2 監査請求書の提出

令和2年5月25日

#### 3 監査請求書の記載内容

(原文のまま記載。但し、一部の記号及び事実証明書類の内容については省略)

#### 請求の趣旨

地方自治法第242条第1項の規定により、監査委員は、市長及び副市長に対し、岸和田市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告するよう求める。

#### 請求の理由

##### 第1 市長交際費支出について

##### 1. コシノ三姉妹「ザ・ユートの会」について

永野耕平市長は、2019年6月15日コシノ三姉妹「ザ・ユートの会」に参加し、会費3万円を市長交際費より支出している。

同会は、中之島ラブセントラルで18時～21時過ぎにかけて、ファンションショー、カジノ、演芸ショー、ポールダンス、クルージング等が飲酒を伴って行われる屋外パーティーであり、2018年6月1日にも行われ、同様に市長が市長交際費より3万円を支出して参加しているものである(甲1)。

なお、中之島ラブセントラルを運営しているのは、2019年3月末まで20年間、温泉施設である岸和田市立いよやかの郷の指定管理者であったKPG(カトープレジャーグループ)である。

その内容について、多数ネット上で発見できるが、いずれもパーティーとして参加者が楽しむ催事であることを提示する。

2018年同月3日付「Miss SAKE blog Miss SAKE Activity, Activities in Japan THE KOSHINO COMPANY 様主催『おしゃれを遊ぼう ザ・ユートの会 2018』に2018ミス日本酒 須藤亜紗実が参加して参りました」(<https://www.missake.org/river-side-party-held-by-the-koshino-company/>) (甲2)において、「ザ・ユートの会は、コシノヒロコ様、コシノジュンコ様、コシノミチコ様のお母様であられる小篠綾子様、皆でもっと面白いことをしよう!」とご友人と共に発足された、遊び心の詰まった集いです。

現在ではコシノヒロコ様、コシノジュンコ様、コシノミチコ様がザ・ユートの会を引き継がれ、大人の遊び心を刺激する素敵なパーティーを毎年開催していらっしゃいます」と紹介されている。

同様に、株式会社LiSALiSA(兵庫県芦屋市松ノ内町4-5〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)

代表取締役社長の貴田加野ブログ 2017-06-30 23:58:37 『ザ・ユーの会 2017』 “リバーサイドパーティでおしゃれを遊ぼう” (<https://ameblo.jp/lisalisa-ashiya/entry-12288509267.html>) においても、《パーティーのテーマは「ハワイアン」なので、受付時にはレイが配られました。

パーティーのメインになっているクルージング。

プレジャーボートで堂島川をクルーズしました～

気持ちいい～》とあり、女装パフォーマーであるドラァグクィーンや、著名なファッションデザイナーであり、主催の小篠姉妹らと写真撮影に興じる様子などが記載されている。

更に市長本人も自身のツイッター@qohey4251 において、「午後 4:03・2019 年 6 月 21 日 先日、岸和田出身のコシノ三姉妹のパーティ「ザ・ユーの会」が中の島 LOVE central にて開催。

僕の家とコシノ家とは縁が深くてずっと仲良しです。

三姉妹はフルサト岸和田を応援してくれています。

これからも、コシノ三姉妹と共に賑やかな岸和田をつくっていきます！

#コシノ #HARTY #川崎亜沙美

(<https://twitter.com/qohey4251/status/1141964966372659202>) と、パーティーに参加して楽しんでいる様子を画像と共に投稿している。

このような内容を見ても、市長が職務上公金を使って意見交換、交流をする場とは考えられず、永野耕平以前の歴代市長が「ザ・ユーの会」に参加していないことや、岸和田市に関連する会合であったとしても、岸和田市議会議員らの議員の参加も見当たらず、他の首長等についても参加している様子がないことから、本会は市長の母である（旧姓）〇〇〇〇が小篠家と交友関係があることによる私的動機による参加と考えるのが自然である。

## 2. その他の市長交際費支出について

前述のような市長らが職務上公金を使って意見交換、交流をする場とは考えられない支出を列举する（副市長以外の記載のないものは、市長による支出である）。

2019 年 5 月には、12 日天神山地区市民協議会懇親会会費 2 千円、17 日岸和田地車祭礼年番合同懇親会寸志 1 万円、同日曳行責任者協議会懇親会（4 月 20 日）寸志 5 千円、18 日岸和田ロータリークラブ創立 65 周年記念祝賀会寸志 5 千円、20 日岸和田市補導連絡会歓送迎会会費 7 千円、22 日岸和田連友会総会終了後懇親会寸志 5 千円（副市長）、24 日岸和田市 P T A 協議会総会後懇親会会費 5 千円、27 日岸和田市観光振興協会総会後懇親会会費 5 千円（副市長）、28 日岸和田市町会長 O B 会総会後懇親会寸志 5 千円（副市長）、合計 4 万 9 千円、

同年 6 月には、3 日岸和田市叙勲者会総会後の懇親会寸志 5 千円、7 日岸和田市大韓民国親善協会総会後懇親会会費 7 千円（副市長）、10 日南大阪振興促進議員連盟総会後懇親会会費 6 千円（副市長）、14 日地蔵浜町協議会通常総会後懇親会会費 5 千

円、28日藤会総会後懇親会会費5千円、合計2万8千円、

7月には、3日岸和田商店街連合会・岸和田商店経営研究会合同懇親会会費7千円（副市長）、6日岸和田市三師会懇親会寸志5千円、13日岸和田市立産業高等学校同窓会総会後懇親会寸志5千円（副市長）、同日旭・太田地区各町会役員交歓会会費5千円、20日信太山自衛隊協力会「伊藤連隊長及び高司副連隊長を囲む会」会費6千円（副市長）、21日岸和田市青少年指導員OB会総会後の懇親会会費7千円、29日泉州3商工会議所正副会頭懇談会寸志5千円、合計4万円、

8月には、2日三建百周年を祝う会会費6千円、18日八木祭礼合同懇親会寸志5千円（副市長）、合計1万1千円。

9月には、7日10月祭礼地区関係者懇親会寸志5千円、20日岸和田地車祭礼町会連合会反省会寸志5千円、21日岸和田地車曳行責任者協議会反省会寸志5千円、22日岸和田地車若頭責任者協議会反省会寸志5千円、27日春木地車祭礼合同慰労会寸志5千円、28日岸和田地車祭礼合同反省会寸志5千円、合計3万円、

10月には、17日CFK（関西フランス会）年次総会後の懇親会会費8千円、19日大阪文化芸術FES2019レセプション会費7千円、28日岸和田商工会議所議員懇親会寸志5千円、合計2万円、

11月には、1日大阪府議会議員三田勝久第112代大阪府議会議長就任祝賀会会費1万5千円、9日岸和田十月祭礼歴代年番長懇親会寸志5千円、10日岸和田八地区祭礼年番代表者会議反省会寸志5千円、同日観蔵院晋山祝賀会寸志5千円、12日CFK（関西フランス会）11月度月例会会費7千円、19日ワールドマスターズゲーム2021関西決起大会会費2千円、24日信太山自衛隊協力会連隊長歓迎会会費6千円、27日南大阪振興促進議員連盟総会後懇親会会費6千円（副市長）、合計5万1千円、

12月には、2日岸和田商店街連合会懇親忘年会会費（市長・副市長分）1万4千円、9日岸和田連友会懇親会寸志5千円、13日泉州市・町関西国際空港推進協議会意見交換会会費5千円、17日岸和田市観光振興協会役員忘年会会費1万円（副市長）、18日岸和田市町会連合会校区連合会長会冬季懇親会会費5千円、合計3万9千円、

2020年1月には、6日岸和田商工会議所年賀交歓会寸志1万円（市長・副市長分）、8日岸和田市文化協会新年交歓会会費7千円、10日岸和田市民間保育協議会新年互例会寸志5千円、11日岸和田地区更生保護団体新年の集い寸志5千円、12日天神山地区市民協議会新年懇親会会費3千円、16日CFK（関西フランス会）新年会会費7千円、17日岸和田工業センター協同組合新年互例会寸志5千円、同日岸和田商工会議所小売商業部会・岸和田商店街連合会・岸和田商店経営研究会合同新年懇親会会費1万2千円（市長・副市長分）、同日NPO法人岸和田市体育協会新年懇親会会費8千円、23日岸和田市日本大韓民国親善協会新年会会費8千円、同日大阪鉄工金属団地協同組合新年互例会寸志5千円、24日部落解放同盟大阪府連合会貝塚支部新春のつどい寸志5千円、25日岸和田市医師会新年祝賀会寸志5千円、26日生真流新年会寸志5千円、同日信太山自衛隊協力会新年互例会会費1万円、28日南大阪経済振興会新年会寸志5千円、合計10万5千円、

2月では、8日岸和田市消防団総会新年会会費5千円、21日泉州寒づくりの宴会

費 1 万円（市長・副市長分）、合計 1 万 5 千円、  
以上、総合計 41 万 8 千円を市長交際費より支出している。

## 第 2 これら支出が違法な公金支出である理由

1 でも示した通り、本件支出については、私的動機による参加及び、公金支出にふさわしくない支出である。

その理由を以下に述べる。

2019 年 12 月 17 日の岸和田市観光振興協会役員忘年会会費、同じく 2020 年 2 月 21 日の泉州寒づくりの宴会費では細目からも明らかなように、催事内容は飲酒を伴う「宴会」である。

特別職として特に市長は選挙を見越し、多くの市民に顔売の目的も兼ねて参加していると考えるのが自然であり、そのような目的で懇親会等に参加するのであれば、公金支出すべきでない。

これらについては、会への参加による市への効果を説明し、公金支出の妥当性を示すべきであるが、そのような説明は市民に対してなされていない。

2019 年 6 月 10 日、11 月 27 日支出の南大阪振興促進議員連盟総会後懇親会会費は、参加会員の単なる飲み会であり、その組織自体が市長交際費を支出して参加する会合ですらない。

南大阪振興促進議員連盟については、堺市以南の自民党系市議による会であるが、その内容は同会前幹事である田中学（自民）貝塚市議が「政策集団ではなく、親睦会」とハッキリ断言するように、参加市議らが単に交流を深める場に過ぎない。

また、懇親会費においても、各参加議員は、政務活動費はおろか、同会からの補助もなく、全額を実費支払いしており、公費支出の正当性がない。

2019 年 5 月 12 日及び 2020 年 1 月 12 日には、天神山地区市民協議会の懇親会に、2019 年 6 月 14 日地蔵浜町協議会通常総会後懇親会に参加しているが、他地区の市民協議会への参加は見当たらないため、市長としての公平な参加でなく、一部の会への利益供与が目的であることがわかる。

2019 年 7 月 20 日信太山自衛隊協力会「伊藤連隊長及び高司副連隊長を囲む会」会費については、個人的に伊藤氏及び高司氏と親睦のある人々の集まりであり、岸和田市内でもない信太山駐屯地に関連する催事に出席する必要があるのなら、自衛隊の近畿の中心地である伊丹駐屯地の催事にこそ参加すべきであるが、そのような参加は見当たらず、整合性に欠ける。

2019 年 6 月 28 日藤会総会後懇親会会費、7 月 6 日岸和田市三師会懇親会寸志、8 月 2 日三建百周年を祝う会会費、10 月 17 日 C F K（関西フランス会）年次総会後の懇親会会費、11 月 10 日観蔵院晋山祝賀会寸志、12 日 C F K（関西フランス会）

11 月度月例会会費、12 月 9 日岸和田連友会懇親会寸志、2020 年 1 月 16 日 C F K（関西フランス会）新年会会費、同月 26 日生真流新年会寸志については、誰もがその会名より知りうる準公的な団体ではなく、当該会の目的及び参加者など実態自体が不明なものであり、市長が私的に交流がある団体に対し、私金で参加すべきところを公金支出したと考えられる。

2019 年 11 月 1 日には大阪府議会議員三田勝久第 112 代大阪府議会議長就任祝賀会会費、2020 年 1 月 24 日には部落解放同盟大阪府連合会貝塚支部新春のつどい寸志を支出している。

これは市長自身が所属する政党である維新の会の三田府議及び部落解放同盟貝塚支部役員でもある今井豊府議に対する、岸和田市政とは無関係な付き合い的参加であるとみなせることから、公金支出は不適當である。

多数散見される祭礼関係の懇親会及び反省会等については、コンパニオンを呼び、祭礼の落策を兼ねるといった、どんちゃん騒ぎをする場となっており、税支出にふさわしい催事ではない。

そもそも首長交際費の支出については、永野耕平と同じく維新の会所属の政治家である松井一郎大阪市長、吉村洋文府知事ともに、交際費の支出はない。

同じく維新の会所属の永藤英機堺市長は、市政渉外推進費の項目として同様の支出がなされているが、2019 年度は 7 月 9 日に第 74 回戦災無縁地蔵尊慰霊祭御供え花として 2 万円の支出がなされているのみである。

同費は、2018 年度より記念品・贈答品 会費（飲食を伴わないもの）・各種団体賛助費に限っている。

更に大阪府知事交際費に関しては、予算要求のみならず、支出科目自体をなくしている現状である。

これらと比して岸和田市における同様の支出の異常さが浮き彫りとなる。

これら自治体は、すべて岸和田市よりも大きな規模の政令市及び広域自治体であることから、より小規模となる岸和田市が首長交際費を支出しなければ、首長としての業務に支障があるとの主張に合理性も整合性もないことは明らかである。

### 第 3 本件支出の違法性

宴会経費は社会通念上許容されない

市長及び副市長が、幅広く市民らと意見交換、交流をする必要性については、疑問をさしはさむ余地はない。

しかし、市長らは 100 億円超の予算が見込まれる市庁舎建て替え、市長自身の選挙公約でもあった中核市構想などにおいて、自身が所属する維新の会所属の橋下徹元大阪府知事及び松井一郎元大阪府知事らが行ってきたようなタウンミーティングを一切行うことなく、議会が紛糾するような 2019 年 4 月の大阪府議会議員選挙の最中に臨時会を招集して組織改変を行い、2020 年 3 月議会では公立の幼稚園及び保育

園をなくし、民営こども園として幼保一元化を上程してきた。

このような市民との対話を軽視しておきながら、一方で「宴会」にだけは熱心に参加し、その支出原資を公金に求めることは、宴会行政、密室政治とのそしりを免れ得ない。

また、岸和田市議も参加する南大阪振興促進議員連盟総会后懇親会のように、市長と市議という「懇親」を敢えて行わなくても、容易に「意思疎通をはかる関係」の者が「懇親」を公費支出で参加する理由はない。

市長及び副市長は行政の執行者であり、その監視及びチェックをする議会側が公費を用いて酒食を伴にすることは有権者として許容できず、納税者として納得できるものではない。

これは、基本的には、市長ら執行部が議員らを宴会でもてなし、議会での議員の穏やかで抑制した発言・行動を期待し、自らの職域の安穩、有利を期待しつつ遊興したという一種の「接待」として見るのが自然であり、発想においては官々接待と大差なく、同自治体職員同士で市費を費消していることは、官々接待より悪質である。

よってこれら議員や委員が公費を用いて酒食を共にすることは社会通念上、到底許容されない。その財源が市民が額に汗して納めた税金にあることに思いを致すと一層である。

また、敢えて夜に酒食を伴った懇談を企画して情報交換をしなければ滞るような市政の課題、懸案は皆無であることから、本件懇親会費用は、法の定めた市長交際費の定義を逸脱した目的外の違法な支出である。

このように、自治体の事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから（地方自治法第232条1項）、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず（同法第232条1項）、経費はその達成するために必要且つ最少の限度をこえて支出してはならない（地方財政法第4条1項）とされていることにも違反している。

判例も自治体の公費支出、特に食糧費に関してはこれを厳しく戒めるものが相次いでいる。

よって、本来的かつ健全な行政と議会及び市民等のあり方の実現を願って本件住民監査請求を行うもので、本件懇親会等に参加した者及び支出関係者は岸和田市の損害を補填すべくこれを返還する責任がある。

#### 第4 公費支出に関する判例等

自治体の公費支出に関する判例、特に飲食を伴う支出等は、これを厳しく戒めるものが相次いでいる。

平成7年（行ウ）第51号・損害賠償請求事件・1997年4月25日・東京地裁判決では、前述地方自治法及び地方財政法をもとに、

「具体的な支出が当該事務の目的、効果との均衡を欠いているときは不当の評価に



止まるものであるとしても、具体的な支出が当該事務の目的、効果と関連せず、又は社会的通念に照らして目的、効果との均衡を著しく欠き、予算の執行権限を有する財務会計職員に与えられた裁量を逸脱してされたものと認められるときは、違法というべきである」と判示した。

平成元年（行コ）第 24 号・損害賠償請求控訴事件・名古屋高等裁判所判決は、「地方財政法 4 条 1 項は、予算執行機関に法的義務を課したものと解するのが相当である」と判示している。

昭和 56 年（行ウ）第 8 号・名古屋地方裁判所判決も同旨である

違法公金支出金返還請求事件・平成 9 年（行ウ）第 29 号・2000 年 6 月 20 日・神戸地方裁判所判決は、神戸市が民間人との懇談に支出した食糧費に関して「社会通念上の許容範囲の限度を 1 人 1 食当たり 4000 円」とし、これを越える分を違法として返還を命じた。

三重県四日市市において、市の幹部が市議に対して、酒食を伴った懇談を行ったことについての住民訴訟に関して、津地方裁判所は 1998 年 9 月 10 日判決において、違法な支出として全額の返還を命令した。

損害賠償請求事件・平成 9 年（行ウ）第 8 号・1999 年 6 月 25 日・秋田地方裁判所判決は、秋田県教育長らに対して、県議会教育公安委員会所属の議員や、教育委員との懇親会等の費用、約 200 万円について、全額返還を命ずる住民側全面勝訴の判決を言い渡した。

特に、本来県政を監視しなければならない立場の県議会が、公金を使って、執行部側から接待を受けていた件について、次のように明確に違法と判示した。

「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることに思いを致すと、対外的折衝等をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、右接遇は当該団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用は公金により支出することは許されないものというべきである。本件の各支出は、秋田県議会の教育公安委員会や教育委員会が開催された際に行われた懇親会における 1 次会の宴会料理代金及び飲酒代金であるところ、県議会が設置するこれら委員会等の開催に際して、教育庁等の県の行政執行機関が、その委員らに対して、社会通念上の儀礼としての接遇を行わなければならないような関係にあるとは認められず、また、このような酒食を伴う懇親会が、委員同士や委員らと行政執行機関との円滑な意見交換や意思疎通を図る上において必要不可欠であるとまでは認められず、本件懇親会における接遇は当該団体の事務に当然伴うものであると解すること

はできず、したがってこれに要した費用を公金に支出することは、社会通念上儀礼の範囲を逸脱した違法な支出であると解さざるを得ない」

以上のように、公金による飲食費用の支出については、違法との判決も累積している。

また、これまで、永野耕平市長は、市長交際費の使途について一切の説明なきままに、交友関係のある者との「宴会」において、岸和田市より支出させ、主催者に利益を得させ、自身は選挙に向けた売名行為を行い続けている。

このような税金の横領ともいえる行為に対して、岸和田市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告するよう求めるものである。

### 添付書類

甲第1号証 2018年6月1日開催「ザ・ユウの会」プログラム

甲第2号証 2018年年同月3日付「Miss SAKE blog Miss SAKE Activity, Activities in Japan THE KOSHINO COMPANY 様主催『おしゃれを遊ぼう ザ・ユウの会 2018』に2018ミス日本酒 須藤亜紗実が参加して参りました」ブログ

甲第3号証 貴田加野ブログ『ザ・ユウの会 2017』“リバーサイドパーティでおしゃれを遊ぼう”

甲第4号証 岸和田市長交際費（2019年5月～2020年2月分）

これらの写し 各1通

## 第2 要件審査及び請求の受理

本件請求は令和2年5月25日に提起され、請求人の主張は、違法不当に支出された市交際費によって、債権管理の権限を有する市長（岸和田市）が被った損害を補填するため、監査委員は、岸和田市長永野耕平氏及び岸和田市副市長に対し、支出の返還を求める措置を講ずるよう勧告することを求めているものであると解し、要件審査の結果、本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に定める要件を満たしていると認め、令和2年5月29日にこれを受理し監査することを決定した。

本件請求における支出については、令和元年5月12日から令和2年2月21日に行われたものであり、その内、令和元年5月12日、17日、18日、20日、22日、24日に支出された7件については、請求のあった日において支出から1年を経過しているが、交際費については、資金前渡により支出されていることから、精算手続き以前に請求人が客観的に知ることが困難な状況であると認め、地方自治法第242条第2項に定める請求期間を経過したことについては「正当な理由がある」とし、本件請求における支出が精算手続き終了日である6月11日から1年以内であったことから、期間内の請求と認めた。

### 第3 長及び議会への通知

地方自治法第242条第3項の規定に基づき、住民監査請求の要旨について令和2年5月29日付けで通知を行った。

### 第4 事実の証明

請求人から事実の証明として監査請求に添えて証拠書類の提出があったので、甲第1号証～甲第4号証とする。

### 第5 監査の実施

1 監査の期間 令和2年5月25日から令和2年7月22日まで

2 監査対象部局

岸和田市総合政策部秘書課（以下「秘書課」という。）

3 請求人の陳述及び証拠の提出

令和2年6月25日に、請求人に対し地方自治法第242条第7項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を設けた。新たな証拠の提出はなかったが、補足資料として、「福岡高等裁判所平成20年（行コ）第43号平成21年9月1日判決」が提出された。

#### (1) 陳述内容（要約）

本日提出した判例は、福岡高裁の分で確定したものである。判例原本の青色で色が変わっている部分、そこが肝になる部分である。まず、2ページ目の中段より少し下の「上記接遇の」のところ、接遇の目的、接遇に至る経緯、接遇を行うことによって見込まれていた効果、接遇の態様、接遇の内容等の事情を考慮すべきであると判例で書かれている。

永野市長は市のトップであり、市の予算執行の全てについて司っている。その責任者であって、市民に対する説明責任を果たさなければならない、そういう責務がある。その責務を、この監査委員会にかかるまでに一切説明をしていないところが、私たち住民からすれば非常に不信感があるところだと感じている。今述べたところが肝になっているので、勘案していただきたい。

中身であるが、どれもこれも結局ざっくり言えば宴会。懇親会なので、親睦が目的であれば、どういうことの目的をもって、なぜその経緯が必要なのか、そして、その効果は何なのかということは、具体的に申し上げることはできない。

そういうものであるならば、市長の私費、政治団体、後援会から出すべきでないかと考える。

特にコシノ三姉妹、デザイナーである岸和田出身の方だが、その方のパーティーに中之島でクルージングや飲食やショーを伴うというか、そこがメインのパーティーであることは、監査請求の資料で示しているが、そのようなパーティーに3万円の金額を払い、しかも2回も参加している。このパーティーに関しては、特にこれまでの市長は参加していない。市長に関しては、これを税金で支払うべき理由が何かあるのかということをはっきりと提示をしていただきたいと思っている。

ここはだんじり文化であるから、6月17日のテレビ番組で視聴者から吉村知事に、だんじりの開催についてどうお考えかとの質問に対し、吉村知事は、神事なので政教分離ですよということを述べた。その中で地域の方がお考えになることですよということも述べ、また、6月24日のテレビ番組においても、政治や行政は、神事なん

だからかわりませんよというようなことを述べている。

ところが、だんじり関連の飲食の会にどれだけ市長が出ているかということ。資料を提示させていただいているが、ここに関しては政教分離の考えがかかってくるのではないか。神事やという建前やと、それは建前にすぎんというのは分かっているが、政教分離の観点からどのように市長が思われているかということは、非常に争点として重要な部分であると考えている。

監査委員の方々は、権能があるから調査権限がある。ぜひとも調査権限を発揮していただきたい。監査委員会としては、もっとダイナミックに税金の使途に関しての是正はやっていただきたい。

今回の分に関しては、市長がダイレクトにお金を使っている分であるから、それについては、説明もしなければならぬし、疑わしきは戻せというように、刑事訴訟法とは、全く逆の法律上の考え方になるが、地方自治法の232条や4条、つまり、最少のコストで最大の利益を得ろということが明文化されていることから、それに基づいて税金の使途を執行していただきたいと考えている。

#### 4 監査対象部局の監査

本件について、令和2年5月29日付けで住民監査請求に係る秘書課の監査の実施と監査資料の提出についての通知を行い、関係書類の提出を求め、同年6月25日に総合政策部長及び秘書課の職員から、本件請求に関する事実及び意見などについて事情を聴取した。

監査の実施に先立ち、秘書課より説明を補足する資料として「住民監査請求監査にかかる説明事項について」、「交際費の取り扱いについて」が提出された。

また、監査当日、市ホームページ掲載の「2020年4月16日掲載 報道発表 コシノ三姉妹が新庁舎建設特別アドバイザーに就任」、「2020年3月9日掲載 防災協定一覧（令和2年3月2日現在）」、「岸和田市地域防災計画」の総則編第4章防災関係機関一覧及び「三建百周年記念誌」に掲載されている三建百周年を祝う会の当日の風景、主催者、来賓等の写真の写しが提出された。

聴取した事実及び意見等の概要は以下のとおりである。

##### (1) 事情を聴取した者

総合政策部長 残 実

総合政策部秘書課 課長 稲垣 宏一

##### (2) 聴取した事実及び意見等

###### ア 市交際費の支出方法について

市交際費は秘書課が所管している。また、市長に対する各種行事への案内通知、出席依頼等は秘書課において一括管理され、一件ごとに行事内容の確認、市長のスケジュール、過去における対応、出席する場合の金額等を確認の上対応している。その上で、交際費の支出においては、合理的な理由を存し、かつ必要最低限のものとするを徹底することを基本的な考え方として、市政との関係が直接かつ密接な団体・個人、災害又は事故等に遭われた方、及び市長が特に必要と認める団体・個人との交際について、必要な経費という考え方のもと「慶祝」、「会

費等」、「賛助・協賛金」、「弔慰金」、「見舞金」、「その他」の事項に支出している。

今回の請求のあった「会費」については、意見交換、情報収集及び信頼・友好関係増進のための会費等を必要とする、又は、飲食を伴う会合や親睦会への出席に係る経費として会費相当分又は食事の実費弁償分である。

市政を行う上で、市民の声を聴くことは最も重要な公務の一つである。さまざまな団体等が主催する会合や親睦会に案内いただけることは、貴重な機会でもあり、参加している。

なお、案内時に会費の設定がないものについては、事前に案内元に金額を確認し、それでも費用などを教示されない場合は、寸志として原則 5,000 円を渡している。

この 10 年間でも、全体として参加行事などを整理することで支出金額を削減している。

交際費の支出事項については、以下のとおりである。

(ア) 慶祝

周年事業やスポーツ・文化・イベント等の催事、名誉となる行為・業績等への激励など、お祝いに関する経費。

(イ) 会費等

意見交換、情報収集及び信頼・友好関係増進のための会費等を必要とする又は飲食を伴う会合や懇親会等への出席に係る経費として、会費相当分又は食事の実費弁償分。(ただし、会費設定のないものへの寸志は 5 千円を基本としている。)

(ウ) 賛助・協賛金

活動の趣旨・目的に賛同でき、また公共的・公益的である各種団体への賛助に係る経費。

(エ) 弔慰金

だんじり祭物故者慰霊法要に関すること及び葬儀における供花・香典等に係る経費。

(オ) 見舞金

病気、負傷等による入院見舞いに係る経費。

(カ) その他

贈答品の購入等の雑費に係る経費など。

イ 市交際費の会計処理について

市長のスケジュールについては、当日に緊急の案件が発生し予定していた公務を調整変更することがあるため、予め一年の初めに市長までの交際費に係る支出の決裁を取った上で、毎月、月初めに、当該月の金額を資金前渡の処理を行い、月が終わった時点で精算の処理を行っている。

精算書には、交際費支出何と支払証明書に、領収書があるものは領収書を添付し、資料として付けて処理をしているが、寸志として支出するものは、相手方に領収書の準備がなく、領収書のないものもあるため、秘書課長が支払証明書を作成している。

ウ 請求人が指摘している行事の主催団体、参加目的などについて

(ア) コシノ三姉妹「ザ・ユーの会」について

コシノ三姉妹については、ファッションデザイナーとして世界的に知られた方々で、本市の観光大使に就任している。また、「ザ・ユーの会」の主催者である THE KOSHINO COMPANY は、岸和田市内に本社を置くほか、コシノ食堂を経営する株式会社フジオフードシステムが協賛するなど、岸和田市との関係も深く、関西を中心として、さまざまな分野で活躍する人たちが参加する会となっており、岸和田市出身のコシノ三姉妹との信頼関係の維持増進やさまざまな分野において活躍する参加者との友好関係の構築を目的として参加したものである。請求人の言う「歴代の市長が参加していない」「市議会議長や議員が参加していない」「他の首長が参加していない」ことについては、参加・不参加を考える参考にはするが、意見交換、情報収集及び信頼・友好関係増進のために必要であれば、その限りではないと考えている。「市長の母と小篠家と親交がある」ということについての真偽は市ではわからないことである。

コシノ三姉妹には、このたび、市庁舎建設のアドバイザーも無料で引き受けていただくなど市政運営に貢献いただいている。この会への参加が直接的な理由でないかとも思うが、信頼・友好関係を結ぶことは、魅力ある市政運営には意味あることと考える。

(イ) 岸和田市観光振興協会役員忘年会会費及び泉州寒づくりの宴について

岸和田市観光振興協会は、岸和田市の観光施策の一役を担い、城周辺だけではなく、牛滝山もみじまつりなどの開催を通じ、岸和田市の観光振興に寄与する団体であり、観光施策について、重要な部分に携わっている。本市の観光振興に関する意見交換や意思疎通を目的として、役員忘年会に参加したもので、最前線で活躍している役員の方との情報交換は有意義であると考えている。

泉州寒づくりの宴については、市長が顧問、副市長は副会長である岸和田市観光振興協会が主催する、地元でとれた食材を使った泉州の郷土料理と地酒を中心に岸和田市の食文化のすばらしさを多くの人に知っていただくことを目的として開催されているもので、日本酒ブームの中、郷土料理と地酒を通じた本市の観光振興に関する意見交換や意思疎通、市のアピールを目的として、参加したものである。

(ウ) 南大阪振興促進議員連盟総会後懇親会会費について

南大阪振興促進議員連盟は、堺市以南の南大阪の振興を促進するための9市4町の66人の議員による会で、国や府に要望する活動もされている。行政の広域化が進む中、地域の議員が集まるこの機会は意見交換には適当である。請求人は、議員は政務活動費を使用せず全額を実費払いしていることで、市長の交際費での支出を不当としているが、議員が政務活動費を使って会費を払っているかどうか等については本市の知ることでなく、意見はできない。ただ、広域的に友好関係を築くことのできる機会であるので、交際費の支出基準には適当と考える。

(エ) 天神山地区市民協議会の懇親会及び地蔵浜町協議会通常総会後懇親会について

て

天神山市民協議会だけでなく、他の地区の市民協議会の総会や懇親会については、参加の要請、案内があれば、市長スケジュールなどを勘案しながら参加・出席させていただいている。ここだけというのではない。

地蔵浜町協議会は、本市地蔵浜町に進出している企業を中心とした協議会であり、さまざまな機会をとらえ、市政の最新情報などを報告し、市政に関する理解を深め、また、意見を汲み取るなどし、お互いの意見交換を図ることは、円滑な市政運営につながるものとして、参加したものである。

(オ) 信太山自衛隊協力会「伊藤連隊長及び高司副連隊長を囲む会」について

本市は、陸上自衛隊信太山駐屯地第37普通科連隊の防衛警備及び災害派遣担当区域となっている。岸和田市地域防災計画にも陸上自衛隊第37普通科連隊は防災関係機関として載っており、本市の総合防災訓練にて関係団体との連携訓練や非常食料供給訓練などに参加いただいている。信太山自衛隊協力会は、陸上自衛隊信太山駐屯地を民間から支援する活動をしている会であり、懇親会には、情報交換や意思疎通を図るために参加したものである。

一方で、災害時の救護体制を考える時、自衛隊OBの方を市で雇用することは大きな課題としてきた。現在、危機管理体制の強化を目的に、この囲む会の主役の一人、高司さんを危機管理部に令和元年8月付けで採用している。

(カ) 膝会総会后懇親会寸志について

膝会は、岸和田市議会議員のOBの会であり、議員引退後も親睦を図るとともに、市政に貢献することを目的として設立されたもので、市議会議員を退任されても地域で活躍されている方が多く、総会后、市政報告を行う場を設定いただいているもので、有意義な意見をいただけるとともに、市政の最新情報などを報告し、市政に関する理解を深め、また、お互いの意見交換を図ることを目的として、参加したものである。

(キ) 岸和田市三師会懇親会寸志について

岸和田市三師会は、岸和田市民の健康・医療対策で尽力いただいている岸和田市医師会・岸和田市歯科医師会・岸和田市薬剤師会の交流と連携を図るために開催されている懇親会である。また、本市とはそれぞれと災害時の医療救護活動の協定を結んでいただいている。保健行政や医療に関する意見交換・意思疎通を目的として、参加したものである。

(ク) 三建百周年を祝う会会費について

三建百周年を祝う会は、国土交通省近畿・中国・四国地方整備局空港部が、旧運輸省第三港湾建設局(三建)の前身である内務省神戸土木出張所が設置されて以来、令和元年で百周年を迎えることから開催されたもので、当日は、講演会及び近畿港湾協議会定例理事会も開催されている。港湾整備についても岸和田市の課題で、国の動向を把握するとともに、港湾振興に関する意見交換や意思疎通を目的として、参加したものである。

追加の資料「三建百周年記念誌の写し」では、港を持つ自治体として、神戸市や舞鶴市と同様に岸和田市、泉大津市、貝塚市の首長が参加しており、この時の

様子がうかがえる。

(ケ) C F K（関西フランス会）年次総会後の懇親会会費について

本市は、市制 100 周年へ向けた取り組みとして、国際交流の拡充を進めていくこととしており、その一つとしてフランスの都市との友好姉妹都市提携に向けた取り組みを進めていくこととしている。C F K（関西フランス会）は、1918 年に日本で最も古く設立された外国の在日商工会議所の関西支部のもと、1997 年に文化・経済その他数々の情報交換の場として設立されたもので、フランスの総領事はじめ、多くの経済人が参加する会であり、懇親会が開催されている。

フランス総領事も参加している会でもあり、親交を深め、友好姉妹都市提携に向けた取り組みへの支援や意見交換・意思疎通を目的として、参加したものである。

今年度は交流都市に係る選定のために、フランスで行われる日仏自治体交流会議にも参加を予定している。

(コ) 観蔵院晋山祝賀会寸志について

観蔵院は、別名「岸和田観音」として、春分の日には、高見観音節分祭が行われ、本市内外から多くの人々が訪れ特に賑わいを見せている。商店街発展の祈願として始まったとされているが、現在は岸和田市の風物詩ともなっており、観光資源の一つとなっている。地域で活動する一つの団体の主催する祝賀会であるが、本市の観光振興及び地域振興を目的として、交流を促進するために出席し、寸志を支出したものである。

また、先代については、民生委員を長年していただき、平成 27 年には市の有功者となっている。

(カ) 岸和田連友会懇親会寸志について

岸和田連友会は、岸和田市校区連合町会役員の本会であり、退任後も、地域問題に助言し、市政の発展に協力するとともに、会員の友好及び親睦を図ることを目的として設立された会であり、引き続き地域で活躍している方々に、市政の最新情報などを報告し、市政に関する理解を深め、また、意見を汲み取るなどし、お互いの意見交換を図ることは、円滑な市政運営につながるものとして、参加したものである。

(キ) 生真流新年会寸志について

生真流は、岸和田市を拠点に活動する 120 年以上の歴史のある華道（いけばな）の流派であり、教場（教室）も岸和田市に 18 か所あり、外にも 33 か所が泉州を中心にある。懇親会には、長年の活動と、岸和田市に拠点を置かれていることもあり、文化振興に関わる情報交換や意思疎通を期待し参加したものである。

(ク) 大阪府議会議員三田勝久第 112 代大阪府議会議長就任祝賀会会費について

三田府議については岸和田市の選出議員ではないが、大阪府議会議長就任を祝う会の案内をいただき、その就任をお祝いするとともに、市政と府政との関わりを踏まえ、市政発展のため、当該府議や出席者との間で市政に関する情報や意見交換を行うことを期待し参加したものである。

泉州山手線の延伸等、大阪府が主体となって行う事業については当然のこと



ながら岸和田市に影響があり、府政との関わりを考えた場合、大阪府議会関連の方が集まるこの会は、出席者との情報交換、友好関係を築くことのできる機会としてとらえている。

(セ) 部落解放同盟大阪府連合会貝塚支部新春のつどい寸志について

部落解放同盟大阪府連合会貝塚支部は、人権差別のない社会への解決は共通の課題であり、その取り組みのパートナーの一つである。岸和田・貝塚地域は貝塚支部であり、情報交換や意思疎通を図るために参加したものである。

なお、請求人は岸和田市政とは関係のない無関係な付き合い的参加としているが、大阪府連合会の岸和田地域は貝塚支部が担っており、無関係ではない。

(ソ) 祭礼団体について

だんじり祭礼団体はその役割や子どもから老人までの各年齢層に分かれて組織されているもので、地域コミュニティの中核的な組織としても機能しているものであり、だんじり祭を通じた市政の推進や観光振興などの情報共有や意思疎通を図るとともに、市政に関する理解を深め、また、意見を汲み取るなどし、お互いの意見交換を図ることは、円滑な市政運営につながるものとして、参加したものである。

エ 全体を通じての意見

全ての行事は受け身で、相手方からの案内（照会）があつて、参加させていただいている。請求人が言うところの、「伊丹基地が適当」「他の地区市民協にも参加しないのか」については、案内もないことで、参加はできない。

交際費を支出している行事は、市長が行っている全ての行事ではない。プライベートや政務と判断するものについては、市長が個人で行き、秘書課として意見のある場合は、市長に確認している。

日程によっては、短時間の参加に留め、次の公務等に移動することもある。

「宴会」だけは熱心にとか、宴会行政と請求人は書いているが、このような考えであれば、次の公務に行くこともなく、このまま、その会に居座ることと思う。なお、途中で抜ける会合であっても、食事を準備いただいたものについては、費用弁償として支出をしている。

交際費の取り扱いについては「市が補助を行っている団体等には原則として支出しない」としており、食事を準備していただいた実費分として会費等を支出していることがある。払えないということで支出しないと、相手団体の持ち出しとなり、提供（便宜）を受けたこととなる。

以上、会費等を支出して出席した会合等については、情報交換、意見交換及び意思疎通を図ることにより、円滑な市政運営につながると判断したもので、交際費の支出については、いずれも社会通念上儀礼の範囲内であると判断している。

(3) 監査委員による確認事項

ア 市長が特に必要と認める団体・個人との交際についての必要な経費の支出については、事業などが進んでいる場合は担当部課が決まっているが、今後の政策上新たに事業展開する予定で、まだ、担当部課が決まっていない事業の関係団体等の主催する会合への出席の場合等の経費等の判断は個別に市長が行っている。

イ コシノ三姉妹「ザ・ユーの会」からの招待状は、市から招待状の送付を依頼したのではなく、相手方から送付されてきたものである。

ウ 信太山自衛隊協力会の懇親会は毎年行われているが、「伊藤連隊長及び高司副連隊長を囲む会」は毎年行われているわけではなく、今回は伊藤連隊長の退任に伴い開催されたもので、その後に新たに就任された連隊長の歓迎会が行われたものである。

エ 交際費については、支出基準に基づき運用している。

## 第6 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により以下のとおり決定した。

### 1 主文

本件請求は、これを棄却する。以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

### 2 理由

#### (1) 監査請求の対象事項

請求人は、2019年5月から2020年2月に支出した市交際費のうち合計41万8千円の支出について、地方自治法に基づき、普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるから最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない、また、地方財政法に基づき、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならないことから、当該支出は、私的動機による参加及び、公金支出にふさわしくない支出であり、本件懇親会等に参加した者及び支出関係者は岸和田市の損害を補填すべくこれを返還する責任があるとして、地方自治法第242条第1項の規定により、監査委員は、市長及び副市長に対し、岸和田市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求めている。

これらの点を踏まえて、請求内容及び陳述内容等を総合的に判断し、次のことを監査対象事項とした。

ア 財務会計行為が違法又は不当なものとなっていないか。

イ 支出基準は社会通念上適切か。また、その支出基準に基づいて実施されているか。

ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

エ 交際費の返還を求めるべき事実が生じていないか。

#### (2) 関係法令等

本件請求の関係法令は、次のとおりである。

ア 日本国憲法

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(国及び地方公共団体が分担すべき役割)

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

(地方公共団体の法人格及び事務)

第2条 略

2～13 略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(経費の支弁等)

第232条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

(支出負担行為)

第232条の3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。

(支出の方法)

第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

第232条の5 略

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(支出命令)

第160条の2 地方自治法第二百三十二条の四第一項に規定する政令で定めるところによる命令は、次のとおりとする。

(1) 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令

(2) 略

(資金前渡)

第161条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

(1) 略

(2) 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費

(3)～(16) 略

(17) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

エ 地方自治法施行規則(昭和三十二年内務省令第29号)

(区分)

第15条 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別記のとおりとする。

2 歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない。

歳出予算に係る節の区分 (第15条関係)

節	説明
1～8 略	略
9 交際費	
10～27 略	略

オ 地方財政法 (昭和23年法律第109号)

(予算の執行等)

第4条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

カ 岸和田市財務規則 (平成9年規則第11号)

(支出負担行為とその整理区分)

第44条 支出負担行為職員は、支出負担行為の理由、金額、契約の方法等必要な事項を決定しなければならない。

2 支出負担行為として整理する時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要な主な書類は、別表第1に定めるとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、別表第2に定めるものについては、別表第2に定める区分によるものとする。

(支出の手続)

第45条 各部課等の長は、支出命令をするときは、法令、契約等の定めに違反していないか、予算の目的に反していないか、配当を受けた歳出予算の額を超過することがないか、会計年度、支出金額及び支出科目を誤っていないか、債権者を誤っていないか、請求書その他証拠書類は完備しているか等を調査し、支出命令書によりこれを行わなければならない。

(支出命令の審査)

第47条 会計管理者は、第45条第1項の支出命令について、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認の上、当該支出命令書により支出を決定し、歳出簿を整理しなければならない。

(資金前渡の範囲)

第48条 施行令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費のほか、同項第17号の規定により資金を前渡できる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、現金支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる経費

(資金前渡の手続)

第50条 資金の前渡を受けようとするときは、支出命令書に前渡の金額、目的、支払予定日等を明記しなければならない。

2 常時の費用については、各月ごとの支出予定額を請求することができる。  
以降略

(前渡資金の精算)

第52条 資金前渡職員は、常時の費用に係るものにあつては毎月分のものを翌月10日までに、随時の費用に係るものにあつては資金前渡の目的完了後10日以内に、前渡資金による支払金の残額について、前渡資金精算書及び証拠書類を添付して会計管理者に返納の手続をとらなければならない。

別表第2 (第44条関係)

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な主な書類	備考
1 資金前渡	資金の前渡をするとき	資金の前渡を要する額	資金前渡内訳書	
2～5 略	略	略	略	略

キ 岸和田市事務決裁規程 (昭和63年庁達第2号)

(専決事項)

第3条 副市長、部長及び課長が専決できる事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

別表第1 (第3条関係)

共通専決事項

事 項	副市長	部長	課長
(1)～(22) 略	略	略	略
(23) 次の支出負担行為 (別に定めがあるものを除く。)を行うこと。			
ア 略	略	略	略
イ 交際費に関すること。1件につき	3万円以上	3万円未満	
ウ 略	略	略	略
(24)～(26) 略	略	略	略
(27) 資金前渡及びこれらに類すること。		○	
(28)～(57) 略	略	略	略

(3) 認定事実

本件請求につき、職権調査、証拠などの「確認」、「証憑突合」、「帳簿突合」など、請求人の陳述及び監査対象部局への事情聴取等によって当職が認定した事実は、以下のとおりである。

ア 交際費について

交際費は、一般的には、地方公共団体の長その他の機関がその行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費であ

ると一般的に解されている（地方自治関係実例判例集第 15 次改訂版、昭和 28 年 7 月 1 日自行行発第 200 号、昭和 32 年 5 月 16 日自丁発第 80 号参照）。

#### イ 交際費の取扱いについて

交際費の取扱いについては、次の事項に留意の上、更に経理の適正と明確を期せられたく、通知する。

(ア) 交際費の支出については、地方自治法第 232 条の 3、第 232 条の 4 及び第 232 条の 5 の規定の適用がある。したがって、一般経費と同様、支出負担行為に基づき、正当債権者に支払いをすることが建前であること。

(イ) 交際費を、一定金額を定めて定例的に資金前渡する支出の方法は建前から適当でないが、もし、あらかじめ現金を前渡する必要がある場合には、所定の手続きにより資金前渡の方法によるべきであること。

(ウ) 交際費といえども正当債権者の領収書を受けておくことが建前であるが、ただ、その経費の性質にかんがみ、たとえば香典等社会通念上相手方から領収書を徴することができにくいものは、支出額、相手方等の収支の経理を明らかにする方法によることも、やむをえないものであること。

（地方自治関係実例判例集第 15 次改訂版、昭和 40 年 5 月 26 日自治行第 65 号、自治財第 55 号、各都道府県知事宛 行政局長、財政局長通知）

#### ウ 市交際費の支出方法について

市交際費は秘書課が所管し、市政との関係が直接かつ密接な団体・個人、災害又は事故に遭われた方、及び市長が特に必要と認める団体・個人との交際について、確認を行った上で支出基準に基づき支出していることを確認した。

また、秘書課における支出基準は、社会通念上著しく逸脱したものではなく、適切であること、また、その支出基準に基づいて交際費が支出されていることを確認した。

#### エ 市交際費の会計処理について

市交際費の会計処理については、年初に交際費に係る支出について市長まで決裁を行っている。その上で、毎月、月初めに当月予定分の金額について資金前渡処理を行い、おおむね翌月 10 日までに精算処理を行っている。精算書には、交際費支出伺と支払証明書に、領収書があるものは領収書を添付し、寸志等領収書のないものについては、秘書課長において支払証明書を作成されており、部長専決されていた。

#### オ 請求人が指摘している行事の主催団体、参加目的について

請求人が指摘する市交際費で支出し参加した行事について、主催団体及び参加目的について、関係課監査等において確認を行ったところ、当該会の目的及び参加者など実体自体が不明なものはなかった。

また、過去 10 年間の交際費支出状況を調査したところ、参加した行事の大半は過去にも参加しているもので、市長が私的に交流のある団体に対し、私金で参加すべきところを公金支出したとの考えに至り得るものはなかった。

#### (4) 監査委員の判断

##### ア 交際費支出の原則について

交際費とは、地方自治法施行規則第 15 条第 2 項に定める予算科目の交際費の節から支出される経費であり、行政実例や裁判実例などから、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費と解されている。「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、許容されるというべきである。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法第 1 条の 2 第 1 項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである」（最高裁判所第 2 小法廷平成 15 年（行ヒ）第 74 号平成 18 年 12 月 1 日判決参照）。

「一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的である場合には、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されたものであるから、儀礼を尽くす契機となった行事や出来事自体に公務性や行政上の有益性があることが要求されるものではなく、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものであれば足りるというべきである」（東京高等裁判所第 21 民事部平成 14 年（行コ）第 185 号平成 14 年 12 月 24 日判決参照）。

交際費と食糧費の違いについて、5,000 円を超える贈与等を受けた場合に報告義務を課している国家公務員倫理法を基準とし、一人当たり 5,000 円の基準を超える部分の食糧費支出は違法として、返還を命じた裁判例において、「食糧費は、普通地方公共団体の事務及び事業に直接的に費消される経費であるが、交際費は外部折衝経費であり、普通地方公共団体の事務及び事業に直接関係があるか否かの別がある」（福岡地方裁判所平成 10 年（行ウ）第 5 号平成 13 年 3 月 22 日判決参照）との判断が示されている。

すなわち、交際費は職務執行上の交際・折衝に費消されるものであり、主として対外的な活動に使われるものであって、内部的な活動に使用するものではないこと、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱するような多額の経費や、範囲であってはなら

ないこと、当該普通地方公共団体の公益に資するために使用する必要がある、個人的な交際に使用することはできないこと、これらの事項が交際費の支出に当たって妥当かどうかが基本的な指針になるといえる。

なお、交際費の支出に係る判断に当たっては、普通地方公共団体が主催する接遇（いわゆる接待）であるか否か、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的とした各種団体が主催する会合等への出席であるか否かなどの支出事由、目的、内容、会場、出席者の社会的地位・立場を検討し、社会通念上の妥当性を勘案した上で、判断を行う必要がある。

#### イ 財務会計行為が違法又は不当であるか

本件の支出については、関係法令等に基づく一定の手続きを経由して行われている。財務会計処理については、一部資金前渡金の精算に遅延があるものの、違法又は不当なものは認められなかった。

#### ウ 飲食を伴う懇親会への市交際費の支出の実情と違法性について

「一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的である場合には、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されたものであるから、儀礼を尽くす契機となった行事や出来事自体に公務性や行政上の有益性があることが要求されるものではなく、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものであれば足りるといふべきである」（前掲、東京高等裁判所第21民事部平成14年（行コ）第185号平成14年12月24日判決参照）。

本件請求における飲食を伴う懇親会への市交際費の支出についてみると、いずれも、市の代表者である市長という公人に対して、団体等からの案内を受け、内容確認、過去における対応、出席者の範囲、会場等を総合的に勘案した上で公務として懇親会等へ出席（代理出席を含む）をし、会費等を支出したものである。

市を代表する市長が市政の円滑な運営を図るため、各種会合に出席することは、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容され、社会通念上儀礼の範囲での支出は許されると解される。また、各会合は、府、市、市内の各種業界や団体に係るもので、特定の事業者とのものではない。いずれも岸和田市の市長職として案内を受けて出席したものであり、市長個人の政治的目的があったものではなく、また、本請求に記されているような「私的動機」でないと解される。

社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているか否かについては、行政事務及び事業と会合等の関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断すべきであり、懇親会等への出席は、市政についての理解を求める機会としてとらえ、各種行政分野に関する情報、意見交換や意思疎通を目的としたもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した交際費の支出とは言い難い。

また請求人が陳述会において、補足資料として提出した「福岡高等裁判所平成20年（行コ）第43号平成21年9月1日判決」には、「接遇の目的」、「接遇に至る経緯」、「接遇を行うことによって見込まれていた効果」、「接遇の態様」、「接遇の内容」等の事情を考慮すべきであると書かれていると主張しているが、本裁判例における



支出は、いずれも普通地方公共団体が主催した接遇（いわゆる接待）に伴うもので、本件請求による各支払とは性格を異にするものである。

「その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である」（前掲、最高裁判所第2小法廷平成15年（行ヒ）第74号平成18年12月1日判決参照）と判断されている。

請求人は、「永野市長は市のトップであり、市の予算執行の全てについて司っている。その責任者であって、市民に対する説明責任を果たさなければならない」と主張しているが、前掲補足資料にある説明を本件各支払に求められていると言いはし難い。また、請求人は、住民監査請求書において、敢えて夜に酒席を伴った懇談を企画してと述べているが、市が主催、企画した懇談会等ではないため、行事開催の時間帯について、市に選択権はないものである。

交際費から支出される会費及び寸志の額については、会費相当分又は食事の実費弁償分を支出することとしており、招待状等に会費が記載されている場合は、その額とし、記載のないものについては、主催者に確認を行うとともに、確認できないものについては5千円を基本として支出しており、社会通念上許容の範囲であると判断した。

以下、請求人の示した支出について、その理由を述べる。

(ア) コシノ三姉妹「ザ・ユ一の会」（2019年6月15日）会費3万円

本市の観光大使でもある岸和田市出身のコシノ三姉妹との信頼関係の維持増進やさまざまな分野において活躍する参加者との友好関係の構築を目的として参加したものである。「ザ・ユ一の会」については、岸和田市内に本社を置く THE KOSHINO COMPANY が主催者であり、コシノ食堂を経営する株式会社フジオフードシステムが協賛しているもので、市長は、主催者からの招待状を受け、招待状に記された会費3万円を支払い参加したものである。ファッションデザイナーとしてのコシノ三姉妹がプロデュースした野外パーティー形式であること、会費が他の懇親会等の会費に比べ高額となっていることは否めないものの、コシノ三姉妹はじめ協賛企業及び関西を中心としたさまざまな分野で活躍する人々との意見交換、情報収集及び信頼・友好関係の増進に繋がるものであり、世界を舞台に活躍するコシノ三姉妹のファッションデザイナーとしての地位、知名度、会場及び設営内容等を総合的に判断すれば、社会通念上の儀礼の範囲を著しく逸脱した交際費の支出とまでは言い得ない。請求人も監査請求書に記載しているところであるが、市長は、これからも、コシノ三姉妹とともににぎやかな岸和田をつくっていきますと意思表示を行っており、私的動機による理由での参加とは言えない。また、コシノ三姉妹との信頼・友好関係の維持増進は、無償で市庁舎建設のアドバイザーとして就任するなど、市政運営上も有効なものと判断

できる。

- (イ) 岸和田市観光振興協会役員忘年会（2019年12月17日）会費1万円

岸和田市観光振興協会は、お城まつりや牛滝山もみじまつりなどの開催、市内のイベント及び食の紹介などを通じ、岸和田市の観光振興に寄与する活動を行っている団体であり、本市の観光振興に関する意見交換や意思疎通を目的としたもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

- (ウ) 泉州寒づくりの宴（2020年2月21日）参加費1万円（2人分）

泉州寒づくりの宴は、岸和田市観光振興協会が主催し、地元でとれた食材を使った泉州の郷土料理と地酒を中心に岸和田の食文化を紹介するもので、郷土料理と地酒を通じた本市の観光振興に関する意見交換や意思疎通、市の魅力に触れる機会の提供を目的としたもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

- (エ) 南大阪振興促進議員連盟総会後懇親会（2019年6月10日）会費6千円及び（2019年11月27日）会費6千円

南大阪振興促進議員連盟は、堺市以南の南大阪の振興を促進するための9市4町の66人の議員による会であり、意見を取りまとめ、国・府への要望活動も行っている。行政の広域的課題に対し、出席者との間でそれぞれの市政に関する情報や意見交換を行うことを期待したものであり、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

- (オ) 天神山地区市民協議会懇親会（2019年5月12日）会費2千円及び新年懇親会（2020年1月12日）会費3千円

地区市民協議会は、生活の最も身近な範囲である小学校区ごとに組織された地域コミュニティ組織であり、地域福祉や環境対策、人権問題や青少年問題などの地域課題に対応した活動を行っているもので、市政の最新情報などを報告し、意見交換を行い市政への理解を深めるための交流は、市政運営にとって有意義なものである。そのため、懇親会等の出席の要請、案内があれば、市長スケジュールなどを勘案しながら出席しているものであり、天神山地区市民協議会を特別に扱っているものではない。請求人の主張する一部の会への利益供与を目的としたものではなく、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

- (カ) 地蔵浜町協議会通常総会後懇親会（2019年6月14日）会費5千円

地蔵浜町協議会は、本市地蔵浜町に進出している企業を中心とした協議会であり、市政の最新情報などを報告し、市政への理解を深め、また、意見を汲み取るなど、お互いの意見交換を期待したものであり、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

- (キ) 信太山自衛隊協力会「伊藤連隊長及び高司副連隊長を囲む会」（2019年7月20日）会費6千円及び「連隊長歓迎会」（2019年11月24日）会費6千円

本市は、陸上自衛隊信太山駐屯地第37普通科連隊の防衛警備及び災害派遣担当区域となっており、本市の防災関係機関として、危機管理施策の重要な役割を担っている。信太山自衛隊協力会は、陸上自衛隊信太山駐屯地を民間から支援する活動をしている会であり、当年度は連隊長及び副連隊長の異動に伴い「囲む

会」、「歓迎会」が開催され、連隊長及び副連隊長との信頼関係の維持増進や出席者との情報交換を図るために出席したもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(ク) 膝会総会後懇親会（2019年6月28日）寸志5千円

膝会は、岸和田市議会議員のOBにより、議員引退後も親睦と市政に貢献することを目的として設立された会であり、市政報告の依頼を受け、市の最新情報などを報告し、市行政に理解を求め、また、お互いの意見交換を図ることを期待して出席したもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(ケ) 岸和田市三師会懇親会（2019年7月6日）寸志5千円

岸和田市三師会懇親会は、岸和田市民の健康・医療対策、災害時の医療救護活動で重要な役割を担う岸和田市医師会・岸和田市歯科医師会・岸和田市薬剤師会の交流と連携を図るために開催されているものであり、保健行政や医療に関する意見交換・意思疎通の機会ととらえて出席したもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(コ) 三建百周年を祝う会（2019年8月2日）会費6千円

三建百周年を祝う会は、国土交通省近畿・中国・四国地方整備局空港部が、旧運輸省第三港湾建設局（三建）の前身である内務省神戸土木出張所が設置されて以来、令和元年で百周年を迎えることから、講演会及び近畿港湾協議会定例理事会に合わせて開催されたもので、港湾整備における国の動向把握や、港湾振興に関する意見交換・意思疎通を期待して出席したもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(サ) C F K（関西フランス会）年次総会後の懇親会（2019年10月17日）会費8千円、11月度月例会（2019年11月12日）会費7千円及び新年会（2020年1月16日）会費7千円

市制100周年へ向け、フランスの都市との友好姉妹都市提携に向けた取り組みを進めているもので、フランスの総領事はじめ、多くの経済人が参加するC F K（関西フランス会）には、親交を深め、友好姉妹都市提携に向けた取り組みへの支援や意見交換・意思疎通を目的として、参加したもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(シ) 観蔵院晋山祝賀会（2019年11月10日）寸志5千円

観蔵院で行われる節分祭は、本市内外から多くの人々が訪れ賑わいを見せる本市の貴重な観光資源である。祝賀会の案内を受け、儀礼的な挨拶を行い、本市の観光振興及び地域振興に関する情報や意見交換を行うことを目的として出席したものであり、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(ス) 岸和田連友会総会終了後懇親会（2019年5月22日）寸志5千円及び懇親会（2019年12月9日）寸志5千円

岸和田連友会は、岸和田市校区連合町会役員OBにより、退任後も、地域問題に助言し、市政の発展に協力するとともに、会員の友好及び親睦を図ることを目的として設立された会であり、懇親会の案内を受け、引き続き地域で活躍している方々に、市政の最新情報などを報告し、市政に関する理解を深め、意見を汲

み取るなどし、お互いの意見交換を図ることを期待して出席したもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(セ) 生真流新年会（2020年1月26日）寸志5千円

岸和田市を拠点として、泉州地域を中心に活動する120年以上の歴史のある華道（いけばな）の流派の懇親会の案内を受け、本市の文化振興に関する情報交換や意思疎通を図ることを期待し出席したもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(ソ) 大阪府議会議員三田勝久第112代大阪府議会議長就任祝賀会（2019年11月1日）会費1万5千円

三田府議については岸和田市の選出議員ではないが、大阪府議会議長就任を祝う会の案内を受け、その就任をお祝いするとともに、市政と府政との関わりを踏まえ、市政発展のため、当該府議や出席者との間で市政に関する情報や意見交換、友好関係の構築を期待し出席したものであり、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(タ) 部落解放同盟大阪府連合会貝塚支部新春のつどい（2020年1月24日）寸志5千円

部落解放同盟大阪府連合会貝塚支部は、岸和田地域も担っている。新春のつどいの案内を受け、儀礼的な挨拶をし、情報交換や意思疎通の機会をとらえ出席したもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものではない。

(チ) 祭礼関係懇親会等、岸和田地車祭礼年番合同懇親会（2019年5月17日）寸志1万円外10件、寸志計6万円

「国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界があることを免れず、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的・文化的諸条件に照らし、国家は實際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが、問題とならざるをえないのである。右のような見地から考えると、わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが右の諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである」、「およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである」、「ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則ったものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為

の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない」（最高裁判所昭和46年（行ツ）第69号昭和52年7月13日判決参照）。

この判例において、憲法第20条第3項にいう宗教的活動を当該国家行為の目的と効果に即して限定的に定義した上で、判断する方法、いわゆる目的効果基準が示されている。

つまり、行為の目的が宗教的意義を持ち、かつ、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になる場合に政教分離原則に違反したものと認定されることが示されたものである。

本市の地車祭礼は、一つの町会もしくは複数の町会の連合組織で行われ、各町会組織としての婦人会や子ども会などの団体と平行して各年齢層ごとに祭礼団体を組織し、1年を通じて祭礼の準備や、定期的な奉仕活動、親睦を深める行事を行っている。祭礼団体は、各町会組織と密接に結びついており、地域コミュニティの中核的な組織として、機能している。また、だんじりは各町の財産であり、宗教法人たる神社所有のものではない。

地車祭礼の運営は、各町から選出される年番組織により行われ、その年番を支援し、祭礼をより一層円滑に運営するため、各町の代表者からなる組織である祭礼町会連合、若頭連絡協議会などが組織されている。

そのような祭礼関係団体より案内を受け、出席した懇親会等については、宗教的儀式を伴う会合ではなく、安全曳行やスムーズな祭礼運営、祭礼に伴う諸課題の解決及び地域の連帯の推進を図ることを主目的とした懇親会等であり、祭礼自体が宮入という一部神事（一部地域については、神事に加え、行基参りという一部仏事）を含むとしても、懇親会等において儀礼的な挨拶を行い、だんじり祭を通じた市政の推進や観光振興などの情報共有・意思疎通を期待して出席することについて、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているものとは言えず、また、神道などの特定の宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるものではないことから、政教分離原則に照らしても違法であるとの判断はし難い。

このことは、請求人自らも陳述会において、地車祭礼が神事だということは建前にしか過ぎないと分かっていると述べているように、本市一円で盛大に行われる祭礼の参加者の多くが宗教的意識を強く持っているとは言い得ず、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮したとしても、政教分離原則に照らし違法であるとは判断し得ない。

(ツ) その他各種団体等の主催する会合（2019年5月から2020年2月）寸志5千円外30件、寸志等計19万6千円

2019年5月18日岸和田ロータリークラブ創立65周年記念祝賀会、同20日岸和田市補導連絡会歓送迎会外29件の懇親会等は、府、市、市内の各種業界や団

体に係るもので、特定の事業者とのものではなく、いずれも、市政についての理解を求める機会としてとらえ、行政の円滑な運営を図るため、各種行政分野に関する情報、意見交換や意思疎通を目的として出席したもので、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した交際費の支出とは言い難い。

(5) 結論

以上のことから、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、前掲 1 「主文」のとおり決定する。

これまで市交際費の返還請求に係る住民監査請求監査を実施してきたが、これらのことを踏まえ、今回の監査結果において以下のように意見を付す。

意見

前述のとおり、市が支出した、市交際費については、違法又は不当と認められるものはなかった。

本件監査にあたって参照した判例に示されているとおり、交際費の支出については、相手方との友好、信頼関係の維持増進自体が目的である場合には、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されたものである。

本市が支出した市交際費は、市民の税金を原資としている公金による支出であることから、支出の妥当性については、社会通念上の儀礼の範囲内であることが重要であるが、社会通念は、時代とともに変化するものであることを念頭に、裁量権を逸脱することなく、慎重に判断し、執行されることが求められる。

市交際費の支出については、合理的な理由を存し、かつ必要最低限のものとすることを徹底し、より一層透明性を高め、市民にもわかりやすい丁寧で適切な対応に努められたい。

令和 2 年 7 月 22 日

岸和田市監査委員 平 田 徹

同 矢 野 三千秋

同 森 田 敏 裕